

＼ 18歳までのお子様(障がい児は20歳)がいらっしゃるご家庭へ /

愛媛県子育て世帯生活応援給付金 (児童を養育している住民税均等割のみ課税世帯分)のご案内

この給付金は、子育て世帯のための物価高騰対策として愛媛県が実施しています。

○ 子育て世帯の支援のため愛媛県が独自に実施する給付金です。
(1世帯当たり3万円)

○ 給付金を受け取るためには、**申請が必要**です。

※ 申請は、郵送またはWEBで受け付けています。

※ 紙の申請書や提出用封筒は愛媛県内の市役所及び町役場で配付しています。

配布先は県の給付金ホームページをご覧ください。



○ 市町村から住民税非課税世帯等に対する給付金(1世帯3万円)の支給を受けた方は、
この給付金を受け取ることはできません。

※ 併給できない給付金については、県の給付金ホームページでご確認ください。

1. 支給対象者 (支給要件)

① ② の両方に当てはまる方

1

令和5年6月1日(基準日)時点で愛媛県内に住民票がある「2.対象児童」を養育する父母等

※ 基準日に愛媛県内に住民票があり、令和5年6月2日以降にお子様がお生まれの場合も、対象となります。

※ DV等で避難しているため、住民票の住所が異なる方は下の問い合わせ先へご連絡ください。

2

世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯

↓ または

令和5年度住民税均等割のみ課税の方と令和5年度住民税非課税の方で構成されている世帯

※ 愛媛県内の均等割は5,700円(市町民税3,500円、県民税2,200円)です。

※ 住民税については、裏面をごらんください。

2. 対象児童

● 平成17年4月2日から令和6年3月31日生まれの児童

● 平成15年4月2日から平成17年4月1日生まれの障がい児

※ 障がい児は、特別児童扶養手当の支給対象児童や児童扶養手当の支給対象となっている児童、身体障害者手帳1級～3級を所持する児童、療育手帳Aを所持する児童、重度心身障がい者、医療費の対象児童、精神福祉手帳1級～2級を所持する児童が対象になります。

3. 支給額

1世帯当たり 一律 **3万円**

※ 市町村から住民税非課税世帯等への給付金等(3万円以上)の支給を受けた方は対象外

お問い合わせ先

愛媛県子育て世帯生活応援
給付金コールセンター

089-993-5901

(受付時間/平日9:00~17:00)



◀ 愛媛県子育て世帯生活応援
給付金ホームページ

4. 申請手続

- 申請書を必要書類とともに、郵送またはWEBでご提出ください。
※ 必要書類や申請書の書き方などは、給付金ホームページをご確認ください。
- 申請内容を確認し、支給要件に該当する方に対して、指定口座に給付金を振り込みます。

5. 申請期限

- 令和5年12月31日までに生まれたお子様
令和6年2月16日(金)締切
(WEB申請は17時まで。郵送申請は当日の消印有効)
- 令和6年1月1日から令和6年3月31日までに生まれたお子様
別途、県の給付金ホームページでお知らせします。

「愛媛県子育て世帯生活応援給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

ご自宅や職場などに愛媛県やその職員など
をかたった不審な電話や郵便があった場合
は、愛媛県や最寄りの警察署（または警察
相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

住民税について ※県の給付金ホームページに、住民税課税となる所得額を掲載しています。

○ 住民税とは

- 子育て世帯生活応援給付金における「住民税」とは、県及び市町が個人に課税する「個人県民税」と「個人市(町)民税」のことを意味します。
- 令和5年度の住民税は、令和5年1月1日の住所地で課税されます。

○ 「均等割」と「所得割」について

- 住民税は、「均等割」と「所得割」で構成されています。

均等割	前年の所得金額の多少にかかわらず、一定の所得がある方全員が均等に負担
所得割	前年の所得金額に応じて負担

住民税の「非課税」「均等割のみ課税」「均等割及び所得割課税」の違いについて

住民税の課税状況	(1)住民税非課税	(2)住民税均等割のみ課税	(3)均等割及び所得割課税
	均等割も所得割もかからない方	均等割のみかかる方	均等割と所得割の両方がかかる方
均等割	なし	あり	あり
所得割	なし	なし	あり

○ 「均等割」と「所得割」の税額確認方法

- 令和5年6月頃にお手元に届いた住民税の税額決定通知書をご確認ください。
※ 普通徴収で非課税の方には、通知されていない場合もあります。
- 住民税の通知書が手元にない場合、再発行はできないので、本人が本人確認書類を持参のうえ、市町村の住民税担当窓口でご確認ください。
※ 本人以外に同一世帯の方でも窓口で確認できる場合がありますが、対象者は市町村により異なりますので、事前に各市町村の住民税担当課に確認の上、本人確認書類を持参し、窓口でお問い合わせください。
※ 課税証明書発行が必要な場合は、発行手数料がかかります。
- 課税状況等については、本人のお問い合わせであっても、電話では一切お答えすることができません。

参考 愛媛県ホームページ

・子育て世帯生活応援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の住民税について



愛媛県子育て世帯生活応援給付金(新たに子どもが生まれた世帯分)の支給対象者となる場合は、そちらの給付金も併せて受け取ることができますので、忘れずに申請をしてください。